

■利用可能な行政サービス一覧

手続きの種別	内 容	問合せ先
市営住宅の入居申込	パートナーとの入居申込, 同居申請をすることができる。	市営住宅課 25-8510
市立旭川病院における病状説明・各種同意(手術・輸血等)	パートナーを患者本人の意向により, 配偶者と同等として取り扱うことができる。	市立旭川病院 24-3181
市立旭川病院におけるカルテ開示の申請	パートナーを配偶者と同等として, 本人の同意があれば開示申請をすることができる。	市立旭川病院 24-3181
住民票の続柄	宣誓を受けた方々の希望があり住所変更や世帯変更で続柄を「縁故者」とする場合, 手続きをスムーズに行うことができる。	市民課 25-6204
家族介護用品購入助成	パートナーを配偶者と同等として, 月額4,500円の家族介護用品購入助成券の交付を申請することができる。 ※住民票上同一世帯などその他要件あり。	長寿社会課 25-5273
産業人材確保型UIターン支援金の世帯区分判定	住民票上の世帯人数により世帯・単身の別を判定しているところ, パートナーを配偶者と同等として判定する。 (単身: 4万円・世帯: 10万円)	地域振興課 25-5316
こども育成課における各手続 (保育所等の入所申請, 各保育サービスや放課後児童クラブの利用申請)	パートナーシップ宣誓の有無に関わらず, 児童福祉法第6条(※)の保護者に該当する場合は所定の手続きを行うことができる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※第6条 この法律で, 保護者とは, 親権を行う者, 未成年後見人その他の者で, 児童を現に看護する者をいう。</p> </div>	こども育成課 25-9844
各種職員手当受給のための届出 ※旭川市職員が対象	パートナーを配偶者と同等として, 各種手当の届出をすることができる。	職員厚生課 25-5459
特別休暇の申請 ※旭川市職員が対象	パートナーを「届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」として, 配偶者出産休暇, 育児参加休暇, 忌引休暇, 介護休暇, 短期介護休暇, 介護時間の取得を申請することができる。	人事課 25-5445